

審査基準

令和3年11月1日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条項	第31条の23において準用する第5条第4項
処分の概要	許可証の再交付
原権者	大分県公安委員会
法令の定め	法令の定め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）及び第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審査基準	審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	14日（行政庁の休日を除く。）
申請先	当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問合せ先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係の（電話097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備考	